

令和5年度 品川区一般廃棄物処理実施計画

1. 施行区域 品川区全域

2. 一般廃棄物の年間処理量の見込み

- (1) ごみおよび資源 97, 178トン (日量266.24トン)
- (2) し尿・浄化槽汚泥 265キロリットル (日量0.73キロリットル)
- (3) 動物死体 490頭 (日量1.34頭)

3. 一般廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進のための方策に関する事項

(1) ごみの発生抑制の推進

① 家庭ごみの発生抑制

- ・生ごみの水切りの励行促進
- ・食材の使い切りと必要な分だけの購入
- ・家庭用生ごみ処理機の購入費用助成
- ・マイバッグ、マイはし、マイボトルの励行

② 再使用の促進

- ・粗大ごみからのリユース事業
- ・フリーマーケットの主催・支援
- ・リユース促進パンフレットの作成
- ・リサイクル情報紙「くるくる」の発行

(2) リサイクルの推進

① 区民の自主的な活動の支援

- ・集団回収事業の推進
- ・区民やリサイクル団体との協働事業の推進
- ・相談しやすい窓口体制

② 区の資源回収事業の推進

- ・資源リサイクル品目の充実
- ・資源ステーション回収・拠点回収の充実
- ・雑がみ回収の促進
- ・資源持ち去り対策の推進
- ・小型家電回収の充実と充電式電池への対応

③ 環境情報の積極的な発信

- ・「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布
- ・転入者への「資源・ごみの分け方・出し方」の配布
- ・「ごみ・リサイクル通信」の配布
- ・ごみ・リサイクル経費の見える化

(3) 事業系ごみ削減の推進

① 事業系ごみの発生抑制

- ・ごみ減量の啓発徹底
- ・製品の長寿命化への取り組み
- ・簡易包装、詰替え可能な商品の取扱い
- ・飲食店による生ごみの水切り等の徹底
- ・区施設におけるリサイクルの推進、再生品の積極的な利用

② 事業系ごみの適正排出の推進

- ・不適正排出についての指導・助言
- ・事業用大規模建設物に係る立ち入り調査
- ・医療廃棄物の適正排出指導

③ 事業系リサイクルの推進

- ・インクカートリッジ里帰りプロジェクトの推進
- ・事業者自主回収の情報提供
- ・事業系リサイクルシステムの推進

(4) ごみの適正処理の推進

① 適正排出の推進

- ・各戸収集・早朝収集の実施
- ・不適正な分別についての指導・助言（ふれあい指導）
- ・高齢者等ふれあい収集の実施
- ・スプレー缶等の適正な排出方法の周知
- ・在宅医療廃棄物の適正処理
- ・不法投棄・カラス対策

② 効率的で環境負荷の少ない収集体制

- ・効率的な収集運搬体制の構築
- ・環境負荷の少ない車両の導入

③ 環境教育

- ・小学生ごみ減量・リサイクルポスター展
- ・小学生用啓発冊子の配布
- ・スケルトン車両による環境学習
- ・各種イベントにおける啓発展示
- ・出前講座の実施
- ・「ごみ・資源追っかけ隊」の実施

④ 区民参画の推進

- ・廃棄物減量等推進審議会の運営
- ・廃棄物減量等推進員制度

4. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分ならびに一般廃棄物の適正処理およびこれを実施するものに関する基礎的事項等については、別表のとおり。

5. 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に品川区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合